

札幌市  
オレンジリボン地域協力員

活動ハンドブック



子ども虐待防止  
オレンジリボン運動

札幌市児童相談所



## はじめに

子どもの虐待死傷事件がテレビや新聞で報道されるたびに、子育て家庭のみならず全ての人々に悲しい想いを残しています。

児童虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれる恐れもあるものであり、子どもに対するもっとも重大な人権侵害です。

全国の児童相談所に寄せられる児童虐待に関する相談や通告は毎年増加していますが、この増加は、子どもに関わる方々や団体等の理解・関心が高まり、これまで見逃されていたものが顕在化したことも大きな要因と考えられる一方、核家族化や都市化の進行などにより、身内や近隣に子育てについての支援や相談のできる人が少なくなり、親が孤立してしまうことが原因となっているとも言えます。

児童虐待は、家庭の中で起こるため見えにくいことに加え、子どもや保護者自らが周りに支援を求めない場合が少なくないため、児童相談所や区役所などの行政機関だけでは把握することが困難です。また、児童虐待は家庭での日々の生活の中での大小さまざまなきっかけから生じたり、急に重篤化したりする場合があります。

そのため、児童虐待の発生子防や、重篤化等の進行の予防、再発防止等のためには、子どもや保護者が住んでいる地域や、普段の生活に関わる機関における「気づき」とその共有がとても大切です。

札幌市オレンジリボン地域協力員の皆様が地域の子育ての状況を見守り、ハイリスクを抱えた親子や虐待を疑わせる子どもたちの発見を行うことが、虐待の防止に大きく貢献いただけるものと期待しております。

このハンドブックが、皆様にとって、児童虐待を正しく理解し、可能な限り早期の段階で虐待を発見するとともに、その家庭への支援活動を行う際の参考書としてご活用いただければ幸いです。

令和元年9月

札幌市児童相談所長

# 目次

## I 児童虐待とは

1 児童虐待についての認識-----	1
2 児童虐待のタイプ-----	2
(1) 身体的虐待	
(2) 性的虐待	
(3) ネグレクト	
(4) 心理的虐待	
3 虐待かどうかは子ども立場から-----	3
4 児童虐待対応の難しさ-----	3

## II なぜ虐待が起こるのか

1 虐待に至るおそれのある要因-----	4
(1) 保護者側の要因	
(2) 子どもの状態	
(3) 養育環境の要因	
(4) その他虐待リスクが高いと想定される場合	
2 虐待が子どもに与える影響-----	5
(1) 身体的影響	
(2) 知的発達への影響	
(3) 行動面等への影響	
3 リスク要因と補償要因-----	6

## III 虐待に気づくために

1 相談に来た時の保護者と子の状況-----	7
(1) 子どもの様子	
(2) 保護者の様子	

2	それぞれの場での気づき	8
(1)	家庭、地域で	
(2)	集団生活の場で	
(3)	乳幼児健康診査	
(4)	診療の場で	
3	虐待を疑ったら児童相談所に通告しましょう	13
(1)	子どもを心身の危険から守ること	
(2)	疑いを大切に	
(3)	自分で証明する必要はない	
(4)	一人で抱え込まない	
(5)	すべてを他人任せにしない	
(6)	記録に残す	
4	緊急度の高い場合	14

#### IV 発見から援助までの流れ

1	虐待を疑ったときから相談・支援までの流れ	15
2	通告した後どうなるか	16
(1)	情報を収集	
(2)	子どもの安全を確保	
(3)	今後の対応を判断	
(4)	長期分離が必要な時は施設へ入所	
(5)	分離する必要がない時には地域で支援	

#### V 児童相談所の業務 ー相談援助体制ー

1	在宅指導	17
2	一時保護	17
3	保護者の同意による施設入所等	18
4	家庭裁判所の承認による施設入所等	18
5	親権停止・喪失の申立て	18

## VI 関係機関の役割

- 1 関係機関の種類と役割----- 19
  - (1) 保育所・幼稚園、児童会館・学校等
  - (2) 区家庭児童相談室
  - (3) 区保健福祉部（保健福祉課、健康・子ども課、保護課）
  - (4) 児童委員・主任児童委員
  - (5) 児童家庭支援センター
  - (6) 児童福祉施設
  - (7) 里 親
  - (8) 病 院
  - (9) 警 察
  - (10) 弁護士
  - (11) 児童虐待防止協会など
- 2 連携、協力のポイント----- 24
  - (1) 一堂に会する必要性
  - (2) 子どもを中心に
  - (3) 守秘義務について

## VII 地域における家族への支援

- 1 地域におけるセーフティネットワークづくり ----- 25
- 2 援助のポイント----- 25
  - (1) 親や家族への支援
  - (2) 子どもへの支援

## VIII 虐待を予防するために

- 1 児童虐待予防・防止に関するネットワーク ----- 27
- 2 地域ぐるみの子育て----- 27
- 3 ハイリスク児への支援----- 28

## Ⅸ 法的対応と手続き

1 虐待発見者の通告義務・守秘義務について -----	29
(1) 通告義務	
(2) 守秘義務	
2 親子の分離と親権-----	31
(1) 一時保護	
(2) 施設入所	
(3) 立入調査	
(4) 親権の停止・喪失	
(5) その他の方法	
3 親のケア -----	33

# I 児童虐待とは

## 1 児童虐待についての認識

児童虐待の認識が進んだのは、1960年代初めのアメリカの小児科医ケンプらの「殴打された子どもにみられる症候群」（バタード・チャイルド・シンドローム、我が国では「被虐待児症候群」と訳されることが多い。）の報告によるといえます。ケンプらは、子どもの外傷には親が故意に与えたものが少なくないと主張したのです。

はじめは、親が子どもを虐待するという主張はなかなか受け入れられなかったようですが、だいにそのような事例がまれでないことが明らかになりました。1970年代になると性的虐待がまれでないことが知られるとともに、身体的暴力をとともなわない心理的虐待や保護の怠慢・養育の拒否（ネグレクト）も児童虐待（チャイルド・アブユーズ）に含めて考えられるようになりました。最近では、ネグレクトを強調するために虐待とネグレクトの上位概念としてマルトリートメント（不適切な関わり）という言葉が使われることもあります。

これまで、児童虐待への関心は一部の関係者に限られていたと言えます。しかし、平成6年に「児童の権利に関する条約」が批准、発効したことを契機として、多くの人に関心を向けるようになってきており、札幌市においても「札幌市子どもの権利条例」を平成20年11月に制定し、平成21年4月から施行しております。

また、児童虐待は社会に顕在化しにくいといった特質があり、早期発見と早期対応が最も大切です。地域での発見とその家族への支援を容易とするために、札幌市において「オレンジリボン地域協力員制度」を実施しております。



## 2 児童虐待のタイプ

「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）第2条で、児童虐待を次のとおり4つに定義付けております。

### (1) 身体的虐待

**児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。**

殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、首をしめる、溺れさせる、逆さづりにする、タバコの火を押しつける、異物を飲ませるなど、子どもに対して身体的な暴行を加える行為です。

### (2) 性的虐待

**児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。**

子どもへの性交、性的暴力、性的行為の強要・教唆、性器・性交やポルノグラフィを見せる、子どもをポルノグラフィの被写体などにする、子どもの性器を触る、子どもに性器を触らせる、などの行為です。

### (3) ネグレクト

**児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による虐待の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。**

健康状態を損なうほどの不適切な養育、あるいは子どもの危険についての重大な不注意。例えば、家に監禁する、登校させない、重大な病気になっても病院に診せない、十分な栄養を与えない、ひどく不潔なままにするなどです。親がパチンコをしている間、乳幼児を車に放置し、熱中症で子どもが死亡したり誘拐されたりする事件もネグレクトの結果と言えます。

また、保護者以外の同居人による児童への身体的虐待、性的虐待及び心理的虐待と同様の行為を保護者が放置することも、保護者としての監護を著しく怠る行為として児童虐待に含まれます。

### (4) 心理的虐待

**児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。**

「お前なんか産まなければよかった」などと言ったり（言葉による脅かし）、子どもからのはたらきかけに応じなかったり（無視）、拒否的な態度を示すことで子どもの心を傷つける（心理的外傷を与える）ことなどです。

また、児童の目前で配偶者に対する暴力が行われることなど、直接児童に対して向けられた行為ではなくても、児童に著しい心理的外傷を与えるものであれば児童虐待に含まれます。

### 3 虐待かどうかは子どもの立場から

虐待であるかどうかの判断においては、その行為を保護者の考え方や意図ではなく、子どもの立場から子どもの安全と健全な育成が図られているかに着目することが大切とされています。

保護者が子育てに一生懸命でその子をかわいいと思っけていても、自らの行為をしつげたと主張したとしても、子ども側にとって有害な行為であれば、それは虐待にあたります。

### 4 児童虐待対応の難しさ

児童虐待は、養育者の成育歴や心身の状態、経済的要因、夫婦関係、養育者の育児負担など家族の抱える要因や、社会的なつながりなどの様々な問題が複雑に作用しあって発生すると言われており、その背景は家族によって様々です。

また、保護者自身が複雑な生活環境で育ってきた場合や、虐待を受けてきた場合などは、その影響により人への不信感や被害感が強く、支援に関わる人との関係も容易に成立しない場合や、一旦関係ができたとしても、何かのきっかけで不信感をつのらせて相談に来なくなったり、転居したりすることもまれではありません。

児童虐待対応は多岐に渡る支援が必要なことから、支援者にとっても対応が難しいため、一人の専門家、一つの機関だけでなく、多くの分野の専門家がチームを組み、支援者同士も支え合えるような連携を図ることが重要となります。

## Ⅱ なぜ虐待が起こるのか

### 1 虐待に至るおそれのある要因

児童虐待が起こる要因は一つではなく、複数の要因が重なった時に家族関係が不安定になって生じると言われています。各要因として、以下のような例があります。

#### (1) 保護者側の要因

- 妊娠そのものを受容することが困難（予期しない妊娠）
- 若くしての妊娠
- 子どもへの愛着形成が十分に行われていない（妊娠中に早産など何らかの問題が生じたことで胎児の受容に影響がある、子どもの長期入院）
- マタニティブルーや産後うつ病など精神的に不安定な状況
- 性格が攻撃的・衝動的、あるいはパーソナリティの障がい
- 精神障がい、知的障がい、慢性疾患、アルコール依存、薬物依存など
- 保護者自身が虐待を受けて育った場合
- 育児に対する不安（保護者が未熟等）、育児の知識や技術の不足
- 特異な育児観、脅迫的な育児、子どもの発達を無視した過度な要求

#### (2) 子どもの状態

- 乳児期の子ども
- 未熟児や多胎児
- 障がいのある子ども
- 保護者にとって何らかの育てにくさを持っている子ども

#### (3) 養育環境の要因

- 経済的に不安定な家庭
- 親族や地域社会から孤立した家庭
- 未婚を含むひとり親家庭
- 内縁者や同居人がいる家庭
- 子連れの再婚家庭
- 転居を繰り返す家庭
- 保護者の不安定な就労や転職の繰り返し
- 夫婦間不和、配偶者からの暴力（DV）など不安定な状況にある家庭

#### **(4) その他虐待リスクが高いと想定される場合**

- 妊娠の届け出が遅い、母子健康手帳未交付、妊婦健康診査未受診、乳幼児健康診査未受診
- 飛び込み出産、医師や助産師の立ち会いがない自宅などでの分娩
- きょうだいへの虐待歴
- 関係機関からの支援の拒否

## **2 虐待が子どもに与える影響**

児童虐待は子どもの心身に大きな影響を与えます。虐待による子どもへの影響は次のようなものがあります。

### **(1) 身体的影響**

身体的虐待により打撲、火傷、骨折、裂傷、擦過傷、内臓破裂、脳損傷などの外傷を受けるほか、ネグレクトによる衛生状態の悪さから皮膚疾患を患ったり、性的虐待により望まぬ妊娠をしたり、性感染症に罹患することがあります。重篤な虐待を受けた場合は、死に至ったり、障がいが残る場合もあります。また、適切な養育を受けられないことにより栄養障がいや、低身長、低体重などの成長不全が生じることがあります。

### **(2) 知的発達への影響**

虐待を受け、安心できない環境で生活することにより、物事に対して落ち着いて取り組むことが出来なくなったり、本来子どもが持っている能力に比しても知的な発達が十分に得られないことがあります。また、成長に必要な関わりを得られなかったことにより、知的発達が妨げられることがあります。

### **(3) 行動面等への影響**

虐待を受けることにより、集中力や落ち着きのなさ、反抗的な行動、暴力的な行動、情緒の不安定、自傷などが現れる場合があります。また、マイナスの自己評価が顕著であるなど、人格の形成に歪みが生じる場合もあります。

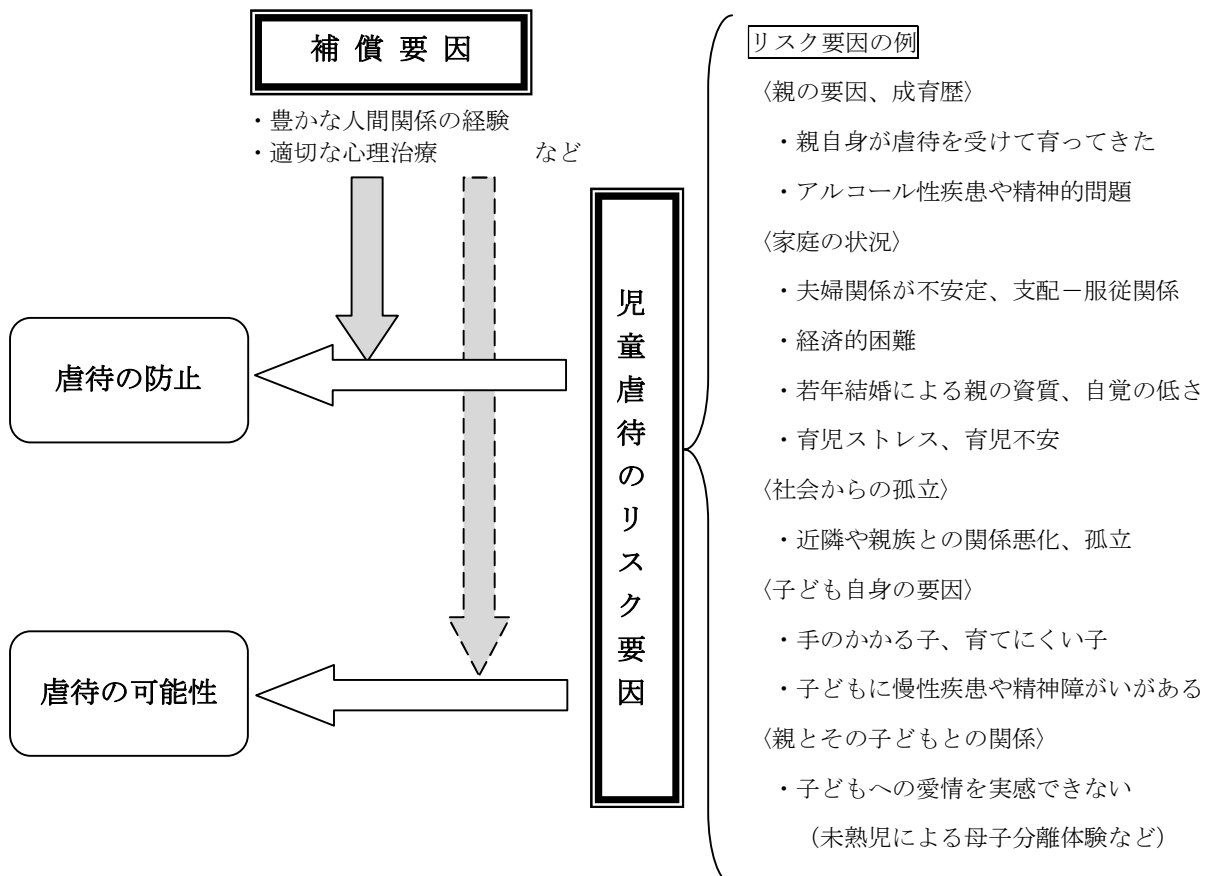
### 3 リスク要因と補償要因

前頁で述べたことは、虐待の発生に関わる要因であり、リスク要因（虐待の発生の可能性を高める要因）といえます。若い保護者であるとか、子どもが未熟児であるなどがその例です。しかし、ここで注意しなければならないことは、リスク要因とはあくまでも虐待が発生する可能性を高める要因であり、これらが複合したときに虐待に発展しやすいということです。

したがって、リスク要因（虐待の発生の可能性を高める要因）のあることが、必ず虐待を引き起こすということではありません。若い保護者であっても、立派に子育てをしている人はたくさんいますし、未熟児として生まれても、普通の親子関係のなかで育てられていることも多いのです。ですからリスク要因をもっているからといって、虐待と短絡的に結びつけてはいけません。

虐待のリスク要因が存在しても、虐待に発展しないで普通の親子関係をもつというのは、補償要因（虐待を防止するにはたらく要因）の存在が考えられます。例えば、一人の親からは虐待を受けたけれど、もう一人とはよい関係にあったとか、学校などで先生や仲間とよい人間関係を経験したとか、適切な心理的治療を受けたことで心が癒されているなど、こうした補償要因が虐待を防止するにはたらくと考えられます。

#### 《児童虐待のリスク要因と補償要因》



### Ⅲ 虐待に気づくために

#### 1 相談に来た時の保護者と子の状況

保護者又は子どもが相談に来たときには、ちょっとしたサインに気づくことが大切です。気づきのポイントとして、次のような例があります。

##### (1) 子どもの様子

###### 《身体的な状況など》

- 不自然な傷や、叩かれたようなあざ、火傷などがある
- 新旧混在した傷、骨折歴、治療歴がある
- 虫歯が多い、急に虫歯が増えている
- 衣服や身体がいつも不潔である
- 季節に合わない服を着ている
- 特別な病気等がないのに、体重や身長が増加しない
- 予防接種や健診を受けていない

###### 《子どもの心や行動の様子》

- おびえた表情、暗い表情をしている。笑顔が少ない
- 極端に落ち着きがない
- がつがつした食べ方をする、人に隠して食べる
- 食欲がない様子が続いている
- 外傷に関する子どもの説明が不自然だったり、説明を嫌がる
- 衣服を脱ぐことに異常な不安を見せる
- 年齢不相応な性的言葉や性的行動が見られる
- 他の人との身体的接触を異常に怖がる
- 家に帰りたがらない、家出を繰り返している
- 保護者の姿を確認すると急に緊張したり、保護者に近寄らない
- 理由がなく休みが続くなど、登園・登校状況が不安定である
- 不自然な時間に地域を徘徊している

## (2) 保護者の様子

- 子どもへの攻撃的、脅迫的な態度を示す
- 子どもを無視したり、子どもの人格を否定するような関わりをする
- しつくと称して厳しくあたる（暴言、暴力）
- 子どもの怪我や病気についての説明に一貫性がない、または不自然である
- 病院で受診させない、健診を受けさせない
- 登園や登校をさせない、連絡に応じない
- 気分の起伏が激しく、精神的に不安定である
- 夫婦の不和や配偶者等への暴言・暴力（DV）がある
- アルコール、薬物依存がある
- 援助の申し出に拒否的である

## 2 それぞれの場での気づき

### (1) 家庭、地域で

虐待は家庭という密室の中で行われ外からは見えにくいいため、ちょっとしたサインを見逃さないことがとても大切です。

以下のようなサインに気づいたら、一人で抱え込まないで専門家に相談して子どもを守ることを考えましょう。些細なことを思い悩み、虐待ではなかったらどうしようという不安をもつ必要はありません。

#### ア 虐待行為を疑わせる状況

- ・ 虐待行為そのものの目撃（親はしつげと言うこともある）
- ・ 身体的虐待を疑わせる音（叩く音や泣き叫ぶ声など）

#### イ 虐待を疑わせる子どもの状況

- ・ 不自然な傷が多い
- ・ 不自然な時間の徘徊が多い
- ・ 衣服や身体が非常に不潔である
- ・ 常にお腹を空かせていて、与えると隠すようにしてガツガツ食べる
- ・ 凍りついたような眼であたりをうかがったり、暗い顔をしていて周囲とうまく関われない
- ・ 傷や家族のことにに関して不自然な答えが多い

- ・ 性的なこと過度に反応したり不安をしめしたりする
- ・ 年齢の割に性的遊びが多すぎる など

#### ウ 虐待を疑わせる親の状況

- ・ 地域の中で孤立しており、子どもに関する他者の意見に被害的・攻撃的になりやすい
- ・ 子どもが怪我をしたり、病気になったりしても病院に診せない
- ・ アルコールを飲んで暴れていることが多い
- ・ 小さな子どもを置いたまま、しょっちゅう外出している など

#### (2) 集団生活の場で

保育所・幼稚園・学校など集団生活の場で虐待が発見されることも少なくありません。気づきのポイントとして、次のような例があります。

#### ア 子どもの状態

##### 《乳児》

- ・ 表情や反応が乏しく笑顔が少ない
- ・ 特別の病気がないのに体重が増加しない
- ・ いつも不潔な状態にある
- ・ おびえた泣き方をする
- ・ 不自然な傷がある
- ・ 予防接種や健診を受けていない など

##### 《幼児》

- ・ 表情が乏しい
- ・ 他児とうまく関われない
- ・ かんしゃくが激しい
- ・ 不自然な傷があったり、傷あとが頻回にみられる
- ・ 傷に対する親の説明が不自然である
- ・ 他児に対して乱暴である
- ・ 言葉の発達が遅れている
- ・ 身長や体重の増加が悪い
- ・ 衣服や身体が常に不潔である
- ・ 基本的な生活習慣が身につけていない
- ・ ガツガツした食べ方をする、人に隠して食べるなどの行動がみられる



- ・ 衣服を脱ぐことに異常な不安をみせる
- ・ 年齢不相応の性的な言葉や性的な行為がみられる
- ・ 他児や先生との身体的接触を異常に怖がる など

## 《学 童》

幼児にみられる特徴のほか、

- ・ 万引き等の非行がみられる
- ・ 落ち着きがない
- ・ 虚言が多い
- ・ 授業に集中できない
- ・ 家出を繰り返す
- ・ 理由のはっきりしない欠席や遅刻が多い など

## イ 親の特徴

- ・ 教師との面談を拒む
- ・ 孤立している
- ・ 被害者意識が強い
- ・ 苛立ちが非常に強い
- ・ 夫婦仲が悪い
- ・ 酒や覚醒剤、麻薬の乱用がある
- ・ 子どもの扱いが乱暴あるいは冷たい など

## (3) 乳幼児健康診査

健康診査（健診）は虐待の発見にとって重要な場です。

### ア 問診や子どもの診察から

- ・ 体重増加が不良
- ・ 脱水症状や栄養障害
- ・ 刺激のなさを疑わせる発達の遅れ
- ・ 不潔な状態
- ・ 不自然な傷や火傷のあと
- ・ 頭蓋内出血、頻回に骨折している、熱傷の既往 など

### イ 子どもの行動観察から

- ・ 言葉や行動が乱暴である

- ・ 落ち着きがない
- ・ かんしゃくが激しい
- ・ 表情が乏しく暗い
- ・ ちょっとした指示や注意で異常に固くなってしまう
- ・ 衣服を脱ぐことや診察を非常に怖がる など

#### ウ 親に対する観察から

- ・ 子どもの扱いが乱暴あるいは冷たい
- ・ 子どもの発達状態を覚えていない
- ・ 子どもの状態に関して不自然な説明をする
- ・ 母子手帳にほとんど記入していない
- ・ 予防接種を受けさせていない

#### (4) 診療の場で

特に、「繰り返す事故」「つじつまのあわない事故」「新旧混在する身体的外傷」「説明のつかない低身長や栄養障害」は要注意ですが、以下の特徴も見逃せません。

#### ア 子どもの所見

##### 《全身》

- ・ 低身長
- ・ 体重増加が不良
- ・ 原因不明の脱水
- ・ 栄養障害
- ・ 内蔵出血
- ・ 刺激が少ないことによると考えられる発達の遅れ
- ・ 繰り返す事故の既往

##### 《皮膚》

- ・ 多数の打撲や傷
- ・ 不自然な傷（事故では負わないような傷や道具を使った傷など）
- ・ 不自然な火傷のあと（タバコなど）
- ・ 不自然な皮下出血
- ・ 不潔な皮膚や頭髪 など

## 《骨》

- ・ 新旧混在する多発骨折
- ・ 乳児の長管骨骨折 など

## 《頭 部》

- ・ 頭蓋内出血（特に硬膜下出血）
- ・ 脳挫傷 など

## 《眼科・耳鼻科》

- ・ 眼外傷（白内障・出血・網膜剥離など）
- ・ 鼻骨骨折
- ・ 鼓膜裂傷 など

## 《性 器》

- ・ 性器や肛門周囲の外傷

## 《精神的所見》

- ・ 診察に対する不自然な不安や怯え
- ・ 無表情
- ・ 多 動
- ・ 乱 暴

## イ 親の態度

- ・ 不自然な説明
- ・ 説明内容がよく変わる
- ・ 医者をわたり歩く
- ・ 医療関係者に対する挑発的態度や被害者の態度 など

### 3 虐待を疑ったら児童相談所に通告しましょう

札幌市児童相談所の電話番号は、(011)-622-8630です。虐待通告などを24時間365日受け付ける「子ども安心ホットライン」(011)-622-0010ぶじに おーとーもあり、子どもの虐待ではないかと疑いをもったら、すぐに連絡してください。

#### (1) 子どもを心身の危険から守ること

虐待は子どもの心身に大きな影響を与えます。例えば身体的虐待により様々な外傷を受けたり、重篤な虐待を受けた場合には、死に至ったり障がいが残る場合もあります。適切な養育を受けられないことによる栄養障害や、低身長、低体重などの成長不全が生じることもあります。

また、成長に必要なかわりを得られなかったことにより、知的発達が妨げられたり、人格の形成に歪みが生じる場合もあります。

これらの危険から子どもを守って安全を確保するには、まず児童相談所に通告することです。

#### (2) 疑いを大切に

虐待は様々な形で隠されます。疑いをもったことは重要なことですので、大切にしてください。

#### (3) 自分で証明する必要はない

虐待を証明することはなかなか難しいことです。間違っていたらどうしようと思うことが多いですが、確証を求めているだけでは子どもを守れません。まずは相談や通告などの行動を起こしましょう。きっかけは単なる疑いでも、関連する場からの情報を集めることで確証に近づけることもあります。

#### (4) 一人で抱え込まない

虐待の対応は難しいものです。虐待を疑ったら、一人で抱え込まず同じ職場の同僚や他の機関をして知恵を出し合しましょう。

#### (5) すべてを他人任せにしない

通告をしたからといって、すべてを他人任せにしているだけでは子どもを救えません。サインを受け取ってくれた人こそが子どもにとって頼みの綱です。関係者で連携を取りながら、力を合わせて子どもを守っていきましょう。

#### (6) 記録に残す

児童虐待においては、虐待の疑いを持った時から記録に残すことが大切です。また、記録に残す際には、「事実」と「推測」を切り分けて記載しましょう。また、後で役立つことがありますので、できるだけ写真やビデオなどにも残しましょう。

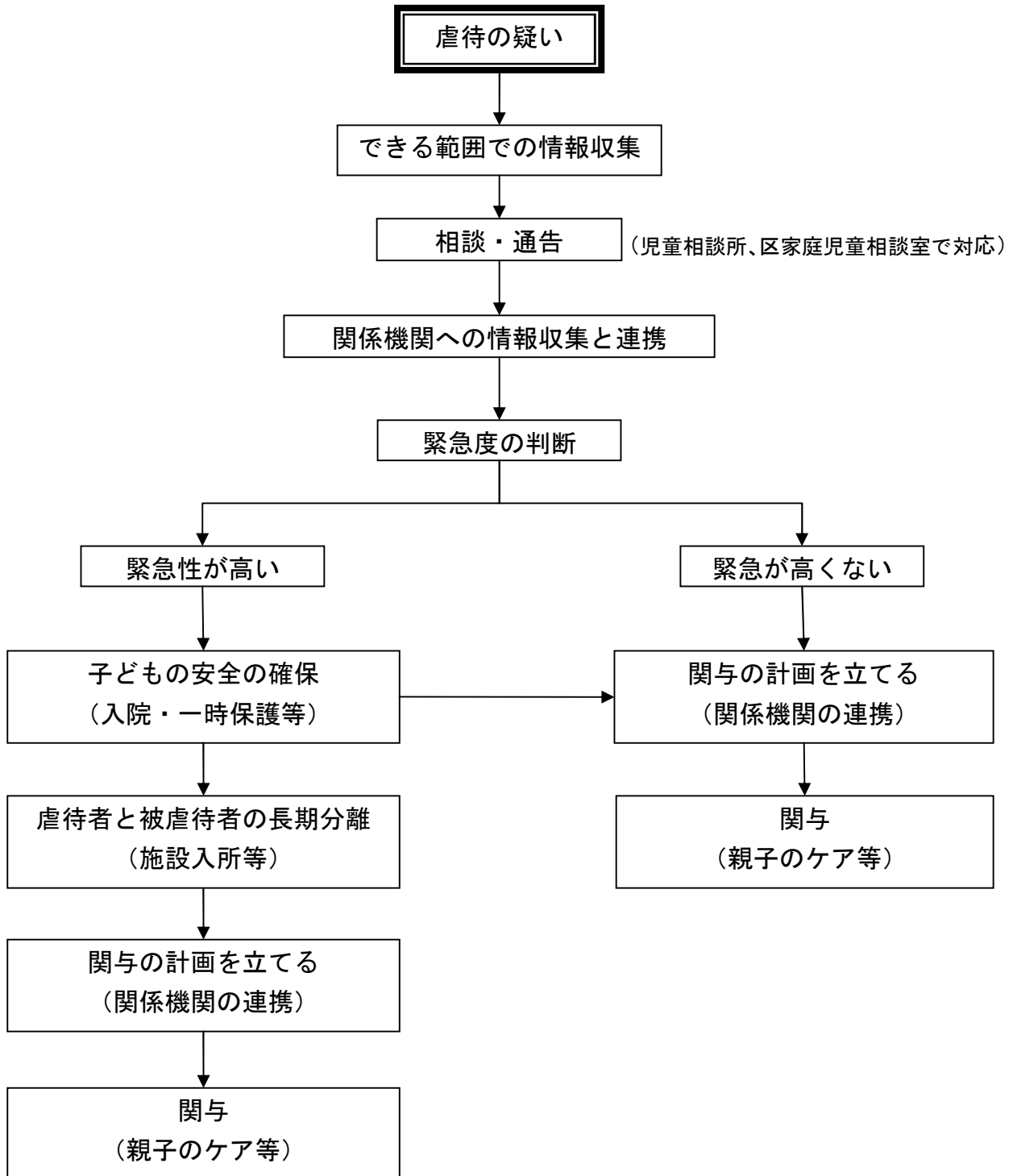
## 4 緊急度の高い場合

早急に保護するなどの緊急的な対応が必要な場合があります。緊急度は総合的に判断する必要があります。以下の項目を参考にしながら児童相談所と連携を図ってください。

- ・ 生命の危険があるとき（頭蓋内出血・溺水・内蔵出血など）
- ・ 身体的障がいが残る危険があるとき（骨折・眼科的障害・熱傷など）
- ・ 乳幼児期で身体的虐待が繰り返されているとき
- ・ 極端な栄養障害や慢性の脱水傾向があるとき
- ・ 親が子どもにとって必要な医療処置をとらないとき（必要な薬を与えない、乳児下痢を放置するなど）
- ・ 子どもの家出や徘徊が繰り返されているとき
- ・ 虐待者が覚醒剤を使っているとき
- ・ 虐待者が非常に衝動的になっているとき
- ・ 性的虐待が強く疑われるとき

## IV 発見から援助までの流れ

### 1 虐待を疑ったときから相談・支援までの流れ



## 2 通告した後どうなるか

### (1) 情報を収集

通告を受けた機関は、他の機関と連携し、できるだけ早期に情報を収集します。児童相談所の職員等には守秘義務があり、通告者が虐待者に通告の事実を知られたくないなど、プライバシーには十分に配慮がなされます。心配しないでできるだけ協力をお願いします。

### (2) 子どもの安全を確保

子どもの置かれた危険性を判断し、必要なときは入院や児童相談所での一時保護などで子どもの安全を確保します。危険なときには親権者の同意が得られなくとも一時保護をすることができます。

また、児童相談所は警察、病院などに一時保護を委託する場合があります。

### (3) 今後の対応を判断

児童相談所が親と子を分離する必要があるかどうかを判断します。

### (4) 長期分離が必要な時は施設へ入所

できるだけ親権者の同意のもとに施設入所させる努力をします。しかし、子どもを守るためには、同意がなくても児童相談所が申し立てをし、家庭裁判所が妥当と判断した時は、親から分離して施設入所させることができます。この場合でも、子どもが入所した施設や地域による家族全体への支援が大切です。

施設入所は、虐待対応の終結ではなく始まりです。

### (5) 分離する必要がない時には地域で支援

地域の機関、団体やいろいろな委員の方々が連携して、それぞれの役割を担いながら再び虐待が起きないように家族を支援します。その過程で子どもに危険が生じた時には保護します。

## V 児童相談所の業務 ―― 相談援助体制 ――

児童相談所は、18歳未満の子どもの福祉に関して、専門的な知識及び技術を必要とする相談に応じる機関で、児童虐待のケースの対応では中心的役割を担います。

児童相談所は、家族や関係機関からの相談だけでなく、児童福祉法第25条に基づく被虐待児等の通告先機関にもなっております。

児童相談所には、児童福祉司（ソーシャルワーカー）、児童心理司、医師（小児科、精神科）、保育士、児童指導員などの専門職が配置され、ケースワーク機能、判定機能、一時保護機能、行政措置機能、家庭裁判所への法的申し立てなどの機能や権限をもっています。

児童虐待の相談や通告を受けた場合、関係機関や通告者などと連絡を密にし、子どもや家庭状況の調査を行い、必要に応じて心理判定や医学的診断などを実施して、総合的な判断に基づいて援助の方針を決定します。

なお、児童相談所の職員には守秘義務がありますので、児童相談所への通告や相談に関して個人の秘密は守られます（このことは他の相談機関においても同様です）。児童虐待ケースに対して児童相談所が行う援助は、主に以下のようなものです。

### 1 在宅指導

緊急な状態でない限り、子どもを家庭から分離せずに、児童福祉司などが親子関係の調整や子どもと親を対象にした家族指導を行います。家族が抱える多様な問題に焦点をあて、機関連携の中で、孤立しがちな家族をサポートすることが基本になります。子どもの安全確保や養育負担の軽減のため、保育所や児童クラブなどの社会資源を活用することも大切なことです。

### 2 一時保護

子どもの保護が緊急に必要であると判断される場合、あるいは在宅での援助がうまくいかない時は、一時保護所に子どもを保護することができます。この一時保護の判断は児童相談所長の権限で、親権者の意向に反しても可能ですが、極力親の同意を得る努力は必要です。状況によっては、病院や施設、警察などに一時保護の委託を行うことも可能です。



### 3 保護者の同意による施設入所等

保護者の同意を得て子どもを乳児院や児童養護施設などの児童福祉施設に入所させたり、里親に委託したりすることができます。子どもを家庭から一旦分離して、親子関係の悪循環を解消し、子どもの安全と成長を保障することは大変重要です。しかし、この場合もできる範囲で親の面会や外泊等の調整に努める必要があります。

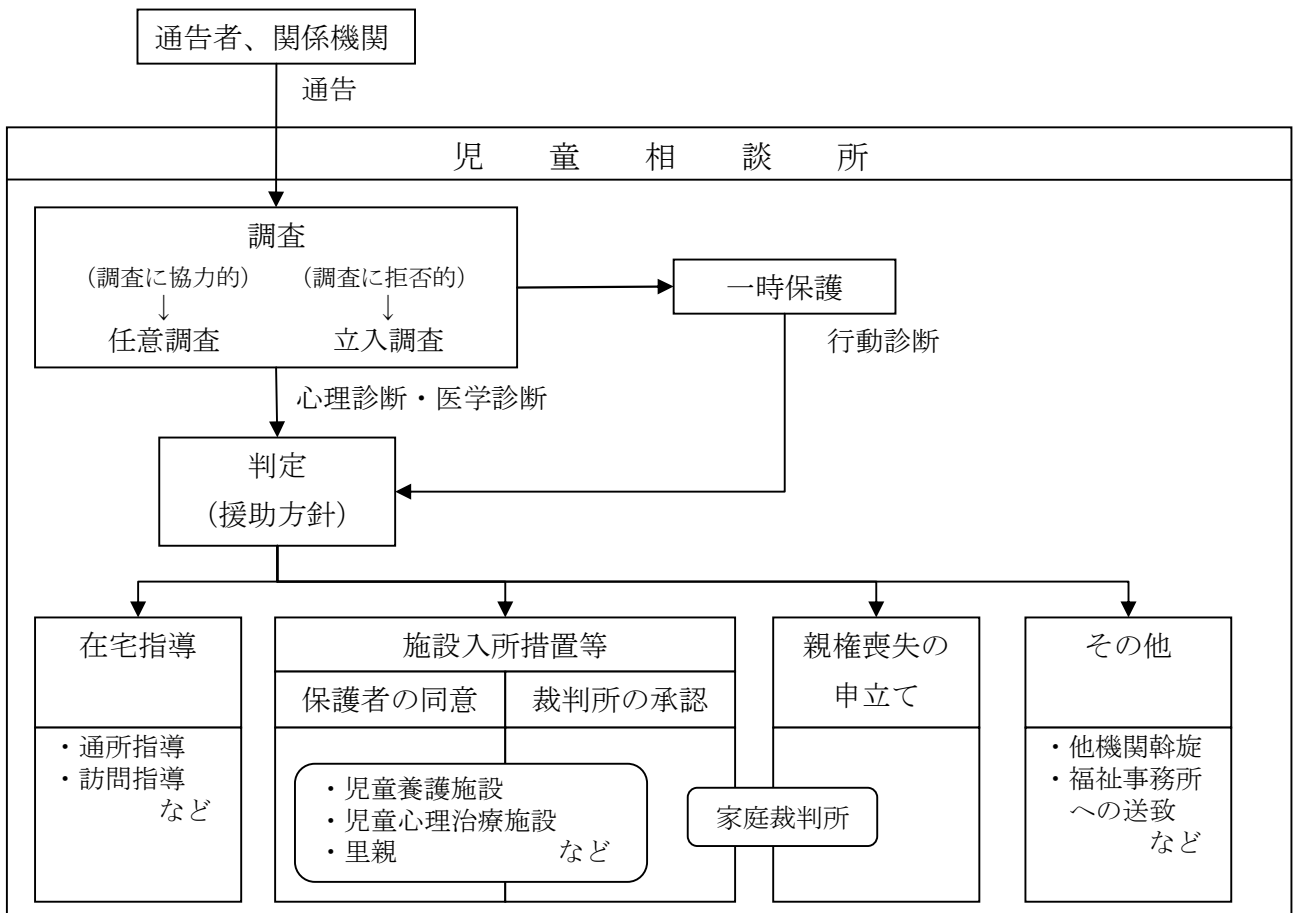
### 4 家庭裁判所の承認による施設入所等

子どもが家庭において虐待され、しかも子どもの施設入所について保護者の同意が得られない場合、家庭裁判所の承認を得て、子どもを施設に入所させたり、里親に委託したりすることが可能です。

### 5 親権停止・喪失の申立て

子どもを虐待する親があまりにも無謀で児童の福祉が守れない場合、家庭裁判所に対して児童相談所長から親権喪失の申し立てをすることができます。また、2年間を限度に親権を停止するという制度もあります。

#### 《児童相談所における児童虐待相談への援助》



## VI 関係機関の役割

### 1 関係機関の種類と役割

#### (1) 保育所・幼稚園、児童会館・学校等

毎日子どもだけに向きあって、子育てに負担や不安を感じている多くの若い保護者がいますが、そのような保護者は育児から一時的に離れることで気持ちにゆとりができて、子どもへの虐待を防止することができる場合があります。

保育園・幼稚園、児童会館・小学校などが保護者に対するレスパイト的な役割を果たしており、また、児童虐待の早期発見、早期通報の役割も担っています。

#### (2) 区家庭児童相談室

平成23年度から、各区の健康・子ども課に「家庭児童相談室」を設け、児童虐待をはじめ18歳未満の子どもに関するさまざまな相談を受けています。来所による相談のほか、電話での相談にも応じています。

また、保健医療の立場から児童虐待の防止を推進する「児童虐待予防・防止ネットワーク会議」を平成12年度から全区に設置しておりましたが、平成21年度において、児童福祉法に基づく「要保護児童対策地域協議会」として関係機関の連携を図っており、現在は家庭児童相談室がその事務局になっております。

・ 中央区家庭児童相談室	TEL011-511-7226
・ 北区家庭児童相談室	TEL011-757-1182
・ 東区家庭児童相談室	TEL011-711-3212
・ 白石区家庭児童相談室	TEL011-862-1881
・ 厚別区家庭児童相談室	TEL011-895-2497
・ 豊平区家庭児童相談室	TEL011-822-2423
・ 清田区家庭児童相談室	TEL011-889-2049
・ 南区家庭児童相談室	TEL011-581-5211
・ 西区家庭児童相談室	TEL011-621-4241
・ 手稲区家庭児童相談室	TEL011-681-1211

### (3) 区保健福祉部（保健福祉課、健康・子ども課、保護課）

経済的困窮に応じる相談や、児童扶養手当や児童手当関係、母子生活支援施設や保育所の利用など様々な福祉の相談に応じています。

特に、母親教室や乳幼児健康診査などを通して、子育て家庭に身近な存在になっています。保健師は妊産婦や乳幼児のいる家庭に訪問することもあるので、家庭内での子育ての様子が把握しやすい立場であり、子どもの発育や言葉の発達、心身機能などの問題を発見できる機会にもなります。

アルコールの問題や精神障がいなど精神保健面の支援も行っているため、様々な問題を抱えた家庭を総合的に支援する際にも必要となります。

### (4) 児童委員・主任児童委員

子育てには家族や行政の力だけでなく、地域の力が大切です。地域の人々に見守られ支えられてこそ安心して子育てができます。その地域の力を代表するのが児童委員・主任児童委員です。

最近では、近所づきあいが少なくなり子育てをする家族は孤立しがちだと言われております。そんな時に児童委員や主任児童委員が相談相手になったり、または親同士のつながりを作ったりします。

病気や経済的困窮、子どもの非行など、困難を抱えていても、情報不足や不安から必要なサービスを利用していない家庭もあります。そのような時、適切な情報を提供し、相談に応じるとともにサービスを提供する機関につなげてくれます。

### (5) 児童家庭支援センター

平成9年の児童福祉法改正によって制度化された、児童家庭福祉に関する地域相談機関です。地域の子どもや家族などからの相談に対し、専門的な知識や技術をもって応じています。児童相談所や関連機関との連絡調整も行っています。

#### 児童家庭支援センター

- |                  |                  |
|------------------|------------------|
| ・興正こども家庭支援センター   | TEL 011-765-1000 |
| 北区新琴似4条9丁目1-1    | 児童養護施設 興正学園内     |
| ・羊ヶ丘児童家庭支援センター   | TEL 011-854-2415 |
| 豊平区月寒東1条17丁目4-33 | 児童養護施設 羊ヶ丘養護園内   |
| ・札幌南こども家庭支援センター  | TEL 011-591-2200 |
| 南区藤野6条2丁目427-4   | 児童養護施設 札幌育児園内    |
| ・札幌乳児院児童家庭支援センター | TEL 011-879-6264 |
| 白石区川北2254番地1     | 札幌乳児院内           |

## (6) 児童福祉施設

子どもを保護者のもとで養育することが難しい時は、子どもに生活の場を提供します。子どもは施設で生活し、日中は地域の小・中・高校に通います。

対象は18歳未満の子どもですが、必要な場合には20歳になるまで入所期間を延長できます。

施設には、児童指導員や保育士がいて、日常の生活場面での細やかな配慮により専門的な個別援助（トリートメント）が必要な場合には児童相談所と協力して対応します。

家庭での養育が難しいと感じられる場合には、しばらく困難な状態から距離を置いて家庭や子どもがそれぞれに新しい方法をもって困難に対処してみることも重要です。身寄りのない子どもたちの保護者や家庭の代わりともなっている施設ですが、保護者がいる場合には、養護施設は児童相談所と協力して、週末の面会や外出、夏休みや冬休みの一時帰宅などにより、親子関係を深めつつ、最終的に子どもが家庭に戻って生活できるよう援助します。

家庭での養育が難しいと感じられる場合には、児童相談所にお問い合わせください。

### 児童福祉施設

- ・ 乳 児 院     : 原則として1歳未満の乳児
- ・ 児童養護施設   : 原則として18歳未満児童
- ・ そ の 他     : 原則として18歳未満児童

障害児入所施設（福祉型・医療型）、指定医療機関、  
児童心理治療施設、児童自立支援施設、ファミリーホーム、  
自立援助ホーム

## (7) 里親

家庭での養育が難しい時、その子どもを乳児院や児童養護施設でなく、里親に委託することができます。

里親制度は、家庭での養育に欠ける子どもを、登録を受けた里親が自宅で養育し、児童の健全な育成を図るものです。

里親とは、一時的又は継続的に個人の家庭にあずかり、養育することを希望する者であって、都道府県知事又は指定都市市長が適当と認めた者です。里親の中には、養子縁組を希望する人もいますが、その子が生まれた家庭の状況が整うまでの期間あずかろうとする人もいます。里親は、施設職員のように専門家ではありません。子どもを養育することへの理解と熱意を持った人です。

## (8) 病院

怪我や病気、栄養障害など身体の症状を治療するほか、心の健康についても治療的な役割を果たしています。

身体の症状が事故などによるものか、虐待によって生じたものかを見分けることは簡単ではありません。虐待が疑われる場合には、まずは児童相談所に通告し関係機関と協力して情報を収集することが大切です。虐待への対応には、医療の専門性に加えて、法律やソーシャルワークなどの専門性も必要です。病院の内外のネットワークを使って対応することが必要です。

子どもが退院した後に虐待される心配がある場合は、保健所や保健センター、児童相談所などの専門機関に協力を求めましょう。

病院によっては医療ソーシャルワーカーがおり、様々な相談に応じています。医療ソーシャルワーカーは医療面だけでなく、社会資源についても知識が豊富なので他機関の紹介もしてくれます。また、他機関の専門家が病院と連携しようとするときは、医療ソーシャルワーカーを活用することも有効です。

## (9) 警察

犯罪を捜査するイメージが強い警察ですが、少年サポートセンターなどでも子どもの相談に応じています。

家庭内で子どもの身の安全が脅かされているようなときは、警察に連絡し、まずは子どもの安全を図りましょう。配偶者間の暴力で子どもに身の危険が及ばない場合でも、子どもが恐怖を感じるような状況であれば援助を求めたほうが良いでしょう。

家族以外の第三者により子どもの心や身体を傷つけられた場合は、同様な被害が広がらないようにするためにも警察に連絡しましょう。

児童虐待の場合は、最寄りの警察署、交番、駐在所でも相談に応じています。

・少年サポートセンター（少年相談110番）Tel 0120-677-110

月～金 8：45～17：30

## (10) 弁護士

法律の専門家として相談にのるほか、法律的な手続きに関して様々な実務を行います。

子どもの心身の安全を守るために、現在の養育者が引き続き子どもを養育することが適切でないと思われる場合などは、分離のため法的な対応が必要になります。法的な対応としては、親権喪失、親権停止や施設入所などがあります。この中で弁護士は、親権者や児童相談所の代理人として家庭裁判所への手続きに関与するほか、関係機関のネットワークの一員としてミーティングに出席し、法的アドバイスをを行っています。

第三者から加えられた子どもの心身へのダメージについて補償を求めたり、刑事処罰を求めて告訴したりする時にも、弁護士の専門性が必要となります。

子育てが困難になる背景に、夫婦間の問題やサラ金などの経済的問題その他の争いがある場合は、弁護士の助力を求めて解決することが望まれます。

弁護士への相談には高額な費用がかかるというイメージがありますが、様々な制度や配慮もあります。各弁護士や弁護士会に相談してみてください。

個別に弁護士が開いている弁護士事務所に直接連絡を取ることもできますが、適切な弁護士を知らない場合は、弁護士会に問い合わせてみましょう。また、民間の虐待防止協会などを通して弁護士の援助が得られる場合があります。

- ・ハロー弁護士電話相談   Tel 011-281-8686
  - <受付> 月～金 10:00～16:00
  - <相談> 15分間のアドバイス 相談料：無料
- ・札幌法律相談センター   Tel 011-251-7730
  - <予約受付> 月～金 (祝日を除く)  
9:00～16:00 (12:00～13:00を除く)
  - <相談> 一般法律相談

## (11) 児童虐待防止協会など

虐待などへの対応に関心を持っている専門家やボランティアが集まって活動する民間団体です。

1990年に大阪において「児童虐待防止協会」が発足されたことを契機に、全国で同様の民間団体ができています。北海道でも1996年に「北海道子どもの虐待防止協会」、2010年に「札幌子ども虐待防止支援協議会」が結成して、児童相談所と連携をとりながら活動しています。

## 2 連携、協力のポイント

### (1) 一堂に会する必要性

虐待への対応では迅速に関係者が認識を共有することが不可欠です。それぞれの関係者が一対一で連絡を取りあっても、時間がかかるばかりで成功しないことが少なくありません。特に対応が困難なときや他機関の連携が必要なときは、できるだけ関係者が一堂に会して認識を高め合うことが大切です。

このような会合では以下の点に留意しましょう。

- ア できるだけ多くの関係者を一堂に集める。
- イ 最も危機感を持っている人の意見をベースに議論する。
- ウ 具体的な対応を中心に議論を進める。
- エ 役割分担を明確にしてキーパーソン（要となる人物）を定める。
- オ 具体的な対応策の中での期待できる点と危険性を明確しておく。
- カ 具体的な対応に関してタイム・リミットを定める。
- キ タイムリミットがきたら、予定どおり進んでいるかチェックするための会合を再び開く。
- ク 計画がうまく進まないときは速やかに計画を見直す。
- ケ 議論の中で不明な点が出てきた場合は、推論で事を運ぶことなく専門家に意見を求める。

### (2) 子どもを中心に

連携や協力にばかり目を向けていると、大人中心の考え方になってしまうことがあります。常に子ども中心に考えているかチェックしていく必要があります。

### (3) 守秘義務について

プライバシーは尊重されなければなりませんし、医師や公務員には法律上の守秘義務があります。連携の際には、できるだけ親や子どもに「支援のために知恵を出し合う必要性」を説明して、他機関への情報の提供を了承してもらうことが大切です。しかし、了承が得られにくく、かつ、子どもに危険があるときは危機介入が必要であり、その限りにありません。

ただ、この場合でも必要な関係者以外に情報が漏れないようにすることは当然です。会合の資料は極秘とし、会合終了後に資料を回収するなど管理には十分に配慮することが大切です。

## Ⅶ 地域における家族への支援

### 1 地域におけるセーフティネットワークづくり

セーフティネットワークとは「安全網」のことです。児童虐待は、家族関係、親族関係、地域の人間関係が希薄な家庭で起こっています。

虐待を発見し、在宅で支援を続けていく場合や、子どもが児童養護施設等から帰宅する場合、関係機関が連携し、虐待が繰り返されないよう見守ることが重要です。

セーフティネットワークは、児童相談所の児童福祉司、保健師、家庭児童相談室の職員、児童委員、主任児童委員、保育所の保育士、小・中学校教師、施設職員、弁護士、更にはオレンジリボン地域協力員などが、それぞれの子どもや家庭の状況に応じたネットワークを形成し、相互に十分なコミュニケーションを持ちながら、子どもを見守っていくことです。その際、子どもと親のプライバシーに十分な配慮をすることは言うまでもありません。

セーフティネットワークは、児童虐待の再発を防ぎ、子どもと親のウェルビーイング（人権の尊重、自己実現）を促進することを主目的としています。

### 2 援助のポイント

#### (1) 親や家族への支援

##### ア 常に目をかけている

地域で連携しながら、常に暖かい目で家族を見続けることが大切です。子育てに対する暖かいねぎらいの言葉をかけましょう。誰かの関心を得ているだけでも虐待の抑止力になりますし、孤立感も少なくなります。また、いつでも相談できるという安心感は家族が追い詰められるのを防ぎます。

##### イ 家族を悪者扱いしない、虐待者を責めない

虐待をしてしまう家族にはそれなりの理由があります。また、虐待をすることで子どもの行動に問題が出てきて、より育てにくくなるといった悪循環もあります。虐待をしてしまっ親としての自信を失うことも悪循環と関係しています。したがって虐待をする人を責めても解決にはなりませんし逆効果です。子育ての大変さに共感されることで親としての自信を回復し、心を開いて自分を変える努力をすることができるのです。



#### ウ 親が子どもの行動を理解するのを助ける

虐待を受けた子どもは、乱暴、かんしゃく、反抗、落ち着きがない、非行などの行動上の問題を持ちやすいものです。それゆえに「しつけ」という名の“虐待”が繰り返されてしまうことがよくあります。恐怖を伴う「しつけ」を繰り返しても行動上の問題は解決しないことを説明し、「ほめる」などの別の形の対応を試すことを進めましょう。

#### エ 虐待が起きないために具体的に取れる方法を家族と一緒に考える

虐待を引き起こさないためには、「お酒を飲まない」「病院で治療する」「親と子どもが二人きりになるのを避ける」などといった具体的で現実可能な方法を考え、実現できた時の達成感を育てるように援助しましょう。

#### オ 児童相談所等への相談

親や家族の行動が理解の範囲を越えているときには、児童相談所や保健センターなどの専門機関に相談する必要があります。

## (2) 子どもへの支援

#### ア 子どもの自信をつける

虐待を受けている子どもは、自分のせいだと思いがちで自信を失くしていることが多いものです。誰かに認められることで子どもは大きく変わります。

#### イ 子どもが安心して話せる場をつくる

受け入れられることで、自分の気持ちを素直に話せるようになります。話すことが癒しにつながります。

#### ウ 再び虐待を受けないための治療教育

虐待を受けた子どもは、その行動の特徴から他の人からも同じような虐待を受けてしまう可能性があります。

年長の子どもに対しては叩かれそうになったときに近所の人か交番へ助けを求めることや、性的虐待を受けた子どもには自分の身体を守る教育をするなど、できる範囲で具体的な教育を行うことも重要です。

子どもの問題いかんによっては、児童相談所、保健センター、医療機関、教育研究所などに相談するのもよいでしょう。

## VIII 虐待を予防するために

### 1 児童虐待予防・防止に関するネットワーク

児童虐待の予防・防止を推進するためには、子どもに関わる多くの機関、団体などの連携が最も大切です。

そのために札幌市では、全市的規模として平成12年3月に札幌弁護士会、札幌市医師会、北海道警察本部、学校・幼稚園・保育所、民生委員・児童委員、主任児童委員などで構成する「札幌市児童虐待予防・防止連絡会議」を結成しました。

その後、児童福祉法の改正に伴い、地方公共団体による「要保護児童対策地域協議会」の設置が努力義務となったことから上記の会議を再編し、平成20年3月に「札幌市子どもを守るネットワーク会議」を設置しました。平成21年度には、名称を「札幌市要保護児童対策地域協議会」に変更しています。

各区においても、平成12年度に、より地域に密着した児童虐待の予防・防止活動を医療・保健の面から推進していくための「各区児童虐待予防・防止ネットワーク会議」が発足され、平成21年度には児童福祉法に基づく「(各区) 要保護児童対策地域協議会」として名称も変更し、「札幌市要保護児童対策地域協議会」との一元化により関係機関の連携を図っております。

これらの組織は、児童虐待に対する理解と共通の認識を深め、虐待の対応にあたって各構成委員の専門性を発揮し、的確かつ迅速な支援・援助活動を容易にすることを目的としております。

### 2 地域ぐるみの子育て

子育てというと親の責任が強調されます。しかし、親がその責任をよく果たすには周囲の理解と支えが不可欠であり、一方的に「理想の親」としてのあるべき姿を周囲から押しつけられてしまうと、親としても追い詰められてしまうでしょう。

日本は、元来親だけで子どもを育ててきた文化風土ではなく、親が中心になっていても、親族や近隣の人たち、そして様々な社会資源が子育てに関わってきました。

しかし、核家族化や地域のつながりが希薄になる現代では親が孤立してしまいがちです。親が孤立しないよう、困難を自分だけで抱え込まないよう、地域の人たちの理解が必要です。

### 3 ハイリスク児への支援

前に述べましたが、虐待の発生には子ども自身の要因も関係していると考えられます。虐待を受けた子どもを調べますと、いくつかの特徴が指摘できます。

第1は、「手のかかる子」「育てにくい子」です。子どもは決して白紙ではありません。それぞれに個性をもって成長していきます。なかには、親にとって「手のかかる」「育てにくい」子どもがいるのです。そのことをはっきりと認め、子育てが大変なのは親のせいばかりでないことを明らかにし、親を責めないようにしたいものです。

第2は、未熟児（低出生体重児）です。未熟児で生まれると、数か月間、子どもだけ未熟児センターに入院することがあるため親子の生活ができません。子どもへの実感がもてず、愛情を感じにくくなる場合もあります。また、心身の成長への不安も大きいものです。現在、未熟児センターでは、入院中から親子関係を形成できるような援助が試みられています。さらに退院後は、保健師の訪問指導などで親をしっかりと支えることが大切です。

第3は、障がいのある子どもです。子どもに障がいがある場合は、それを受容し、子どもと生きていく心構えが持てるようになるのは大変なことであり、時間もかかります。相談を受けることなどで母親を支え、夫の理解を促すことも大切です。理解しがたい行動をする子どもと生活することで、苛立ちや怒りが生じるとき、周囲の人は理想の親像を押しつけるのではなく、揺れ動く親の気持ちをしっかりと受けとめる必要があります。

これらの条件を持った子どもたちは虐待を受ける頻度が高いと言われており、きめ細かな支援が必要といえます。

しかし、このような子どもたちがすべて虐待を受けるということではありません。このことを決して忘れないようにしたいものです。

## Ⅸ 法的対応と手続き

児童虐待をめぐっては、児童相談所を中心とする関係者が協力し、親との話し合いを重ねながら援助活動を進めていくわけですが、場合によっては強制的な介入をしなければならないこともあります。このような対応には当然、法律上の根拠が必要です。

子どもの生命と権利を守るために、「児童福祉法」や「児童虐待の防止等に関する法律」（以下「児童虐待防止法」という。）の中で、次のような法的対応が定められております。

### 1 虐待発見者の通告義務・守秘義務について

#### (1) 通告義務

児童虐待防止法第6条では第1項において「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。」、第2項において「前項の規定による通告は、児童福祉法第25条第1項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。」と定めています。

このことから、虐待の事実が必ずしも明らかでなくても、一般の人の目から見て主観的に児童虐待があったと思うであろうという場合であれば、通告義務が生じることになり、児童虐待の防止に資することが期待されます。

児童虐待を発見し、あるいはその疑いを持ったときには、親権者に遠慮するのではなく、子どもの命を守り権利を擁護するために、一人で抱え込むことなく勇気をもって通告や相談を行うことが大切です。

#### (2) 守秘義務

医師や公務員には、職務上知り得た個人の秘密を保持する義務があります。守秘義務は、個人のプライバシーの権利を守るために定められているのです。

児童虐待の場合は、子どもの心身の安全、時には生命が危険にさらされているのであり、この事実を通告することが子どもの権利の侵害になるということはありません。

また、それが親のプライバシーにかかわるとしても、虐待を発見し、あるいはその疑いを持った者は、先に述べたように通告の義務があります。医師、弁護士、助産師等については刑法で「秘密漏示罪」が規定されていますが、児童虐待防止法第6条第3項で「刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。」と定めています。「秘密漏示罪」は、正当な理由なく秘密を漏らした

場合であり、他の法律上通告のため秘密を開示する義務があるとき、正当な理由があるときは「秘密漏示罪」にはあたりません。

通告以外にも、家庭裁判所での手続きなどで医師や児童相談所が資料を提供する場合がありますが、この場合もやはり守秘義務は解除されると考えられます。また、虐待の防止のために、公的機関と民間の関係者がケース研究をする場合などでも、関係者のプライバシーには配慮する必要がありますが、子どもの権利の救済という公益目的のために、必要な限度で守秘義務が解除されると考えられます。

子どもの生命や心身を守る立場にある者として、子どもを救うために何が求められているか、何のための守秘義務であるのかをよく考えて、自信を持って積極的に行動する必要があります。

## 2 親子の分離と親権

虐待から子どもの安全を確保し、親が心理的なバランスを回復するためには、親子がしばらく別れて暮らし、それぞれのケアを受けることが適当であることが多いのです。しかし、親が親権者であることを主張して、子どもと別れることを拒み、親への説得が難しい場合があります。

親権とは、本来子どもの養育に責任をもつ親の権利を意味するのであって、子どもを支配し、虐待をする権利ではないのです。ですから子どもの成長にふさわしくない形で親権を主張しようとする親に対しては、法が介入して子どもを守る必要があります。

### (1) 一時保護

親子分離には一時保護と施設入所、里親委託があります。

一時保護は、児童福祉法第33条に基づき、子どもの安全を迅速に確保し、適切な保護を図るため、又は子どもの心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握することを目的に行うものです。子どもの意向に沿わない場合は納得が得られるよう尽力しなければなりません。子どもをそのまま放置することが子どもの福祉を害すると認められる場合には、子どもや保護者の同意を得なくても一時保護を行うことができます。なお、子どもが保護を求めているにもかかわらず、保護者が保護を拒否するなど、保護者の同意が得られない場合も一時保護を行うことができます。

保護された子どもは一時保護所で生活し、その間に親子関係の調整や今後の展望が検討されます。

### (2) 施設入所

長期にわたり親子の分離を必要とする場合は、児童相談所が子どもを乳児院や児童養護施設などに入所させることになります。

親がこれに同意しない場合は、児童福祉法第28条に基づく家庭裁判所の承認審判が必要ですが、この時は児童相談所長が申立人となります。承認があれば、親が同意しない場合であっても子どもを施設に入所させることができます。

また、親の同意の有無にかかわらず児童虐待防止法第12条に基づいて、児童相談所長や施設長は、児童虐待防止・被虐待児の保護のため、児童虐待を行った保護者における児童との面会や通信を制限することができます。

### (3) 立入調査

児童福祉法第29条で「前条（家庭裁判所への承認申立て）の規定による措置をとるため、必要があると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所若しくは居所又は児童の従業する場所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる」と定められています。

児童福祉法上では、あくまでも第28条を前提とするか、申し立ての必要性を判断するための調査のみが認められていたものです。

しかしながら、児童虐待防止法第9条では、「児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは・・・」と規定しており、児童福祉法28条にこだわることなく、立ち入り調査の範囲を拡大させています。

### (4) 親権の停止・喪失

児童福祉法第33条の7では、「児童又は児童以外の満20歳に満たない者の親権者に係る民法第834条本文、第834条の2第1項、第835条又は第836条の規定による親権喪失、親権停止若しくは管理権喪失の審判の請求又はこれらの審判の取消しの請求は、これらの規定に定める者のほか、児童相談所長も、これを行うことができる」と定めています。

強制的に親子分離をした場合でも、強引に子どもを引き取ろうとする親もいますし、病院で治療を受けている子どもを無理に連れ去ろうとするようなケースもあります。性的虐待を受けた子どもが、もう親とは関係を持ちたくないという場合もあります。

そのような場合には、親権者としての資格そのものを剥奪したり、緊急に停止したりすることがあります。

申し立てができるのは、子どもの親族、児童相談所長、検察官のみとされています。これまでは親族に無理に申立人になってもらうか、まれに児童相談所長が申し立てるケースしかありませんでしたが、検察官が親権喪失の申し立てをして認められたケースもあります。

しかし、子ども本人が申立人になれないことや、一度親権喪失が宣告されると親は親権を無期限に失うことになるなど、現在の制度には子どもの迅速な救済や親子の再統合をはかるためには不都合といった意見があり、現在では2年を限度にした親権停止も認められています。

### (5) その他の方法

そのほかにも親子分離の法的対応としては、離婚をした一方の親が虐待している時に、他方の親に養育意思がある場合に親権者変更を申し立てる方法や、養親が虐待している場合に離縁を申し立てる方法などがあります。

### 3 親のケア

親子分離により、緊急に子どもを保護した後に重要になってくるのは、傷ついた子どものケアばかりでなく、虐待をした親のケアです。

親がカウンセリングや教育、生活支援などを受けて、子どもとの関係を改善できるようになり、親子が再び一緒に暮らしたり、好ましい親子関係を持てたりできるようにすることが大切です。

児童虐待防止法第11条では、「児童虐待を行った保護者について児童福祉法第27条第1項第2号の措置が採られた場合においては、当該保護者は、同号の指導を受けなければならない」と規定しています。つまり、児童虐待を行った保護者は、児童福祉司の指導を受けなければならないとされています。

また、当該保護者が指導に従わない場合には、「前項の場合において保護者が同項の指導を受けないときは、都道府県知事は、当該保護者に対し、同項の指導を受けるよう勧告することができる」と定めており、虐待をした保護者に対し、指導を受けることを強く義務付けています。

さらに、児童虐待防止法には、「児童虐待を行った保護者について指導を行う場合は、児童虐待の再発を防止するため、医学的又は心理学的知見に基づく指導を行うよう努めるものとする」という項目（令和2年4月1日施行）も盛り込まれています。





## **札幌市オレンジボン地域協力員 活動ハンドブック**

---

**令和元年9月 発行**

**編集・発行：札幌市児童相談所**

**札幌市中央区北7条西26丁目**

**TEL 622-8620 FAX 622-8701**

**子ども安心ホットライン(24時間365日) TEL <sup>ふ</sup> <sup>じ</sup> <sup>に</sup> <sup>お</sup> <sup>ー</sup> <sup>と</sup> <sup>ー</sup> 622-0010**

**市政等資料番号 01-003-19-2017**

**SAPP\_RO**

---